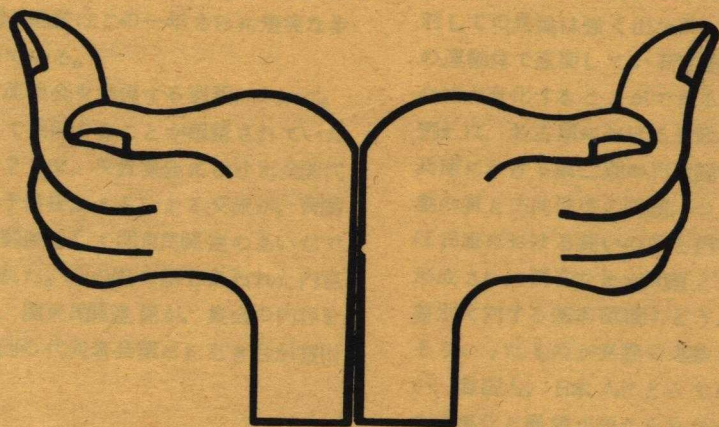


民闘連 ニュース

1976. 6 第12号



目 次

■ 第6回民闘連全国代表者会議報告	1
■ 連載論壇・在日朝鮮人の解放に向けて(5)	
「兵庫県進指研ニュース」への反論	張 鮮 仁 3
■ 教育実践報告	
同化排外思想と対決する生活の現実に迫る実践を	鈴木 啓介 6
■ 申京 煥裁判(3)	
在日韓国・朝鮮人の在留権獲得の闘い	有吉 克彦 10
■ 論文紹介・経験と自己回復(5)	鄭 大 均 13
■ ミニ情報	18
■ 資料案内	20
■ 編集後記	21

第6回民闘連全国代表者会議報告

全国交流集会の骨子決定する

第1回の交流集会が昨年(1975)の8月にもたれ、成功のうちに終った集会の成果をふまえ、民族差別と闘う実践はこの一年さらに着実な歩みをすすめている。

昨年の交流集会を準備する過程において、今回は関東で開催することが確認されていたが、今年の2月末、交流集会にむけた全国代表者会議の予備接渉ともいえる交流が、民闘関と兵庫民闘連そして関東民闘連のあいだで尼崎でもたれた。その際に話しあわれた内容にもとづき、関東民闘連側が、集会の内容を企画し、今回の代表者会議にたたき台が提出された。

■第6回全国代表者会議報告

日時 1976年6月5日～6日

場所 在日大韓基督教川崎教会
神奈川朝間研事務所

参加 仙台、川崎、大阪、兵庫、静岡(オヴ
ザーバー参加)

議題 第二回民闘連全国交流集会の企画内容
についての検討

〔会議経過〕

仙台、大阪、尼崎からの代表と静岡の韓国入青年、そして川崎の仲間をあわせ40人位が集うなかで会議ははじめられた。

第1日目の会議で主に話されたのは、分科会の設定と内容についてであり、それぞれの分科会の責任団体からレヂメが発表された。入管と教育の二つの分科会に限定した理由は昨年の交流集会の反省をふまえ、理論の展開のみあるいは問題点の指摘のみに終るのではなく、民闘連の実践実態をふまえた密度の濃

い交流をしようという意図からであることが説明された。分科会が二つに設定された事に対しての異論は強く出なかったものの、各地の運動体で直面している問題をいかに交流集会で共有化することができるかが論議された。例えば、名古屋における行政闘争、教育差別兵庫における第二期の行政闘争がかかえる運動の質と方向性等の問題、つまり、兵庫ならば兵庫における闘いの質と内実がどのように形成され、現在なにが問題となっているのか差別に対する基本認識はどうあるべきなのかそういったものが実際の運動とどうからみあい、韓国人、日本人にとっての意味と、運動の内実化と展望が語られなければならない。交流会ではそうした問題をどうあつかい、場を保障するかが論議された。時間の制約上十分な論議はつくされなかったが、そうした運動の質の問題、民族差別に対する基本認識の問題、共闘の問題等を話し合う場として2日目の夜の交流の場をあてることとした。

第2日目の会議では、分科会の内容がさらにつめて話され、レポートを要請するグループが確認された。基調に関しては、むしろ交流集会にあたって、何が問題とされるべきなのを、分科会の内容、運動体の直面する問題と動きのハブの上に立って問題提起をするというようなものにする事が決められた。

なお交流集会にむけた実行委員会のメンバーは、関東民闘連の運営委員が担当することとなった。

〔決議事項〕

1. 交流集会プログラム
2. 分科会内容を了承。(一部未提出、最終

決定は次回の代表者会議です。)

3. 民闘連全国交流集会実行委員会の承認
李仁夏(関東民闘連代表), 佐藤勝巳
(関東民闘連代表), 朴世一, 鄭大均,
裴重慶, 高浪徹夫, 山田貴夫, 三浦泰一
西田隆重
4. 第7回民闘連全国代表者会議の開催。

■ 第2回民闘連全国交流集会プログラム

主催 民闘連全国交流集会実行委員会
日時 1976年8月27~29日
場所 神奈川県川崎市
参加予定人員 200名

〔集会内容〕

- 第1部 8月27日(金) P.M6:00~9:00
1. 交流集会にあたっての問題提起
 2. 実践報告
(仙台, 川崎, 名古屋, 大阪, 尼
崎から各地代表が発表)

3. 交流会

第2部 8月28日(土)

分科会(AM10:00~PM5:00)

1. 入管問題(責任団体, 神奈川朝問
研)
2. 教育問題
A. 地域における民族教育(責任団
体, 川崎在日同胞の人権を守る
会)
B. 公教育における取り組み(責任
団体, 関東の日本人教師)
3. 交流会(討論会) PM6:00~9:00
(日本人, 韓国人に分かれて討論
する)

第3部 8月29日(日)

1. 分科会報告 AM10:00~12:00
2. 総合討論 PM1:00~3:00

・詳細その他の問い合わせはRAIKへ。

「民 闘 連」

全国交流集会への案内

昨年8月大阪でもたれた第1回民闘連全国
交流集会は, 全国各地から80名の仲間が集
り, 「民族差別は許さない」という闘いに大
きな成果をおさめました。今年も昨年に引き

続き, 第2回の全国交流集会が川崎で開催さ
れることが内定しています。

民闘連に加わっている仲間や団体が取り組
んでいるあるいはすすめている。行政差別撤廃
闘争, 入管体制への取り組み, 就職差別, 教
育戦線における地域にねざした実践は, それ
ぞれに着実な歩みと実績を重ねています。民
闘連の運動は, けしてはなばなしい闘いでは
なく, 地味で根気のいる闘いであります。し
かし, 日々の実存をかけた, まさに運動が人
を変え, 人を生みだすなかであって, 人間性
を奪い返す闘いであり運動です。

6月初旬の代表者会議を経て, 交流集会の
プログラムが決定しました。ひとりでも多く
の仲間が結集されんことを要請します。

● 連載論壇 ●

在日朝鮮人の解放に向けて (5) 「兵庫県進指研ニュース」への反論

張
チヤン

鮮
ソン
仁
イル

兵庫解放教育研究会に連なる教師の、在日韓国人に対する教育実践、あるいは進路保障への取り組みは、その実践力と在日韓国人の生活の現実と密着しているという事において自分なりにたかく評価していた。

しかし、民闘連ニュース11号に転載された一兵庫県進指研ニュース「新しい出立のために」の「在日朝鮮人生徒の公務員への就職」を読み、私は多少のにかがらい想いとともいくつかの疑問の念を禁じ得ない。実のところ、前出の進指研ニュースを一読した時、私は兵庫の教師の実践の迫力と、問題の視点に対し多くのものを示唆された想いであった。しかし、読みかえた結果、前述のような気持ちに至ってしまったのである。なにゆえの変化なのかを、私は自分自身に問かけてみた。兵庫における教師集団の在日韓国人に対する教育実践は、その取り組みにおいて、実践の理論とその質において先行しているという、肯定的評価が私の気持ちのなかに潜在化していたからに他ならない。さらに、在日韓国人のひとりである私は、この一文を当事者のひとりとして読む姿勢に欠けていたのである。それゆえに、この一文のなかにあらわれた実践の問題点に、気がつかなかったのである。

疑問点、問題点を語る前に、論旨が集約されたかたちで表現されている前出ニュースの

「まえがき」を、少しながいが引用してみたい。

『在日朝鮮人生徒を公務員として送り込んだ阪神間の高校では、いま、彼らをすみやかに引きとり、積極的に転職をすすめていく方向で、当該生徒たちとの話し合いが続けられている。在日外国人の門戸を開放し、地方公務員として受け入れてきた側の自治体の、民族問題に対する理解がまったくないことがその後明きらかになってきており、このままでは在日朝鮮人の法的地位に抵触する危険も生じる恐れがある。また、このことで、私たち日本人が同化に手をかすことがあるとすればなおのこと見過ごすわけにはいかない。そのため、県下各高校の朝鮮問題（文化）研究部顧問、進路指導担当者のあいだでこの問題を協議し、検討した結果、在日朝鮮人中国人生徒の公務員就職は、当面これを凍結する旨の合意を得た。しかし、私企業が在日外国人を採用しない支柱として、地方公務員応募資格の《国籍条項》を引き合いに出してくる情况がある限り、《国籍条項》撤廃のとりくみは引き続きこれをおこなっていくべきであろう。そこで、標記のことについて、問題点を整理し、私たちがもつべき基本的な態度を、ここで明きらかにしておきたい。』としている。以下凍結するに至った理由として、①公務員になるとき「日本国憲法」を遵守する誓約を

される。これは在日韓国人に対する踏絵とされる。②公務員のスト権が確立されていない、在日韓国人が職組に加入した場合『出入国管理令』の第24条に抵触し、《退去強制》を受けかねない。③自治体及び労組ともに、在日韓国人の法的地団の問題に対して無知なことのみにならず、在日韓国人問題に対する正しい理解ができていない労組は日本にはまだない。④ゆえに凍結する。しかし《国籍条項》の撤廃はすすめていく。というふうに論理づけられている。

前出の一文は非常に整理されたかたちで、在日韓国人生徒の公務員への就職指導を凍結するに至った理由が書いてある。しかし、そこに書かれた一文は、あまりにも問題点が整理されすぎており、凍結するに至った理由が「カッコよく」論理化されすぎてはいないだろうか。教育あるいは進路保障における実践は、運動論の転換、視点の転換をとげることのみで終わらない現実の問題をはらんでいるはずである。

在日韓国人にとって就職差別は、民族差別と同義語である。民族差別ということで、在日韓国人の全人格の問題に関り、職を得るということで、「日々の生活の糧を得るというまさに在日韓国人の生き方に深く関る死活の問題をはらんでいるのである。にもかかわらず、進路指導される側の当事者である在日韓国人生徒の姿が、十分に反映されていないのは何故なのだろうか。彼らは日々の実存と将来をかけて公務員として就職していったはずである。しかも、彼らは自分の生きざまをさらけだしつつ、教師とぶつかりあい、アボヂオモニの苦闘にみちみちた生活から学びつつ被差別の現実のまっただなかに、アボヂ、オモニの期待と、教師の期待、そして同胞の期待を背負って、本名を名乗って就職していったのである。そのような彼らを『すみやかに引きとり、積極的に転職をすすめている』というのは、どういうことなのだろうか。彼らは進路保障におけるとりくみの“失敗作”なのだろうか。実践は間違っていた、だから引きとるのだということでは、彼らの人格はい

ったいどうなるのだろうか。彼らの苦しい努力はいったいどうむくわれるというのだろうか。さらには彼らを引きとり私企業に転職させるというが、職を確保できるのだろうか。兵庫の実践の実績からすれば再就職は、保障できるかもしれない。しかし、彼らの立場と気持はいったいどうなるのだ。彼らを取りまく状況と条件は、私企業の方がはるかによいとでも言うのだろうか。さらに、出入国管理令の第24条の《退去強制条項》の適用は、公務員となった在日韓国人の組合活動のみが対象とされるものではない、私企業においても同様である。さらにまた、管理職登用の可否などの権利の得喪においても、自治体ではなく私企業には存在するというものでもない。つまり、彼らを取りまく状況とか条件の比較の問題ではないはずである。

われわれにとって就職差別は、まさに日常茶飯事的な差別のひとつとして、日本社会全体に根づよく存在している。そして、われわれにとって就職の機会と場は、あれかこれかの選択ではない。得られるか得られないかの二者択一でしかないのである。自治体に職を求めるのが“同化の道ゆき”であるならば、私企業に職を求めるのは、“主体性回復の道ゆき”であるのだろうか。むしろ、在日韓国人が日本のあらゆる企業から締め出されていることが問題であり、そうした状況を支えている日本社会の排外主義こそが問われ続けられなくてはならない。われわれにそくしていこうならば、こうした差別の現実に対し、残念ながら圧倒的に多くの同胞があきらめていることこそ問題である。いいかえるならば、差別の現実の場から、われわれも身をひいてはならないし、日本人自身も回避してはならない。

われわれの同胞子弟の進路を指導した教師集団は、あまりにも自からの運動の論理によってのみ、同胞子弟をふりまわしているのではないだろうか。自治体とその職組の体質に問題があるならば、それへの闘いを何故放棄してしまうのであろうか。在日韓国人子弟の進路を保障していくことは、たんに教師自身

の責務からのみではなく、在日韓国人の民族差別を撤廃することによって、日本人自身の差別からの解放を指向する質をもったものではなかったのではないだろうか。

また、前出の一文にはこれまでの兵庫の教師集団がとりくんできた基本姿勢が全く欠落しているとしかしいようがない。あの在日韓国人生徒との熾烈なとっくみあいはどこへいったしまったのか、また教師自身の生きざまをかけた姿が出ていないのは何故なのだろうか。運動の質は常に点検され続けなければならない。同様に、運動に加わる者も変革されて行かなくてはならないはずである。今回の凍結問題に関してのみ言うならば、そこには運動の質的転換を感じとることはできない。同化に手をかし、在日韓国人の法的地位をあやうくするというのが、大きな理由になっているようだが、すでにその論理と視点は破綻してしまっている。私の読みの浅さなのだろうか……。

『すみやかに引きとり、転職させていく』という言葉に、私は日本人の「善意」を感じる。しかし、闘いを回避したところでの善意は、恩恵にすぎない。さらに、私企業への対戦略的なものとして、自治体の《国籍条項》を撤廃させることは、それはそれで有効な手段であるかもしれない、しかし、当事者のいない自治体と職組の差別的体質が、《国籍条項》を形式的にはずしたところで、用意にその体質は変るとは思えない。（いるかいけないの問題ではないが）さらにまた、自治体から在日韓国人子弟を引きあげさせることが、同化への抵抗であると日本人が考えるならば

それは論理の逆転である。同化と対峙し闘うのは、われわれである。日本人は日本人の立場（主体性）と責任において、同化を体制化し構造化しているものと対峙し、それを打破しなければならないのではないだろうか。こうした論理の逆転、視点の逆転は、民族差別問題にかぎらず、韓日問題に関る日本人の多くとそのグループに、しばしばみられる現象である。共闘と連帯が強く叫ばれ、また必要とされているながらも、道は険わしいといわねばならない。

私はこのつたない反論を書きながらも、同じ兵庫の教師の手になったいくつかの本を想い浮べている。それは、福地幸造、西田秀秋の両氏の手になる「在日朝鮮青年の証言」であり、やはり同じ兵庫の教師集団の手による「はるかなる波濤」——在日朝鮮人生徒の再生にかけて——という本であった。私はそれらの本を読みながら、かつての自分を重ねあわせ不覚にも落涙してしまったことを忘れないでいる。さらにまた、日立に対する就職差別闘争をも想い浮べたりしていた。私はそれらのなかに、同情や恩恵、あるいは安易な善意でないものを見出し、在日韓国人と日本人の緊張関係のなかから生み出される共闘と連帯の原点が存在していると借じている。それらのことへの深い理解と、差別に対する鋭い洞察力を持っている日本人グループのひとつとして、兵庫の教師集団を見ていたのは、私の幻想であったのだろうか……。

（関東民闘連）

原 稿 募 集

民闘連 ニュースの原稿を募集しています。

・連載論壇

テーマ

日本人：日本人にとっての在日朝鮮人問題

韓国人：在日朝鮮人の解放に向けて

- ・論壇への反論、同調
- ・運動体の紹介、宣伝、アピール
- ・随筆、評論
- ・在日韓国人問題に対する問い合わせ
- ・その他

送り先：民族差別と闘う連絡協議会

●教育実践報告

同化・排外思想と対決する 生活の現実に向き合う実践を

—「在日朝鮮人生徒の教育を考える会」のあゆみ—

鈴木啓介

- I さむざむしい「民主教育」の実像
- II 日朝教育交流を軸に
- III ①<朝鮮>をみようとしないう意識
②生身の朝鮮人とのふれあいを
③日本人のまっとうな自立こそ

「在日朝鮮人生徒の教育を考える会」が発足したのは一年前の5月17日であった。東京の北部地区の3つの都立高校の教員6名が夜間中学の日本語学級の先生たちの話を聞き自分たちの課題を出しあうところから始った。そのご、同じ地域の私学の仲間や他の都立高校の教員も加って、研究会と朝鮮人学校との交流を中心として活動をすすめてきた。6人程の世話人を中心に運営しているが、会則も会費もなく組織といえるようなものではない。だが一年の活動を通して、私たちにとって何が課題であるかをいくらかあきらかにしている。会では一年間の活動のレポート集を別に発行する予定でいるので、ここではこの会をつくるに至った動機や主な活動、今後の問題点などについて概括的に報告し、読者の積極的な批判と共働をよびかけたい。

I さむざむしい「民主教育」の実像

世話人の一人(駿台高・田中)は次のように書いた(「なぜ、今、<朝鮮>か」)。

“在日朝鮮人P氏がある集会で苦渋をこめて語った言葉を思い出す。「もしあの関東大震災のような大地震が起きたら、私たち朝鮮人はまた殺されるんじゃないか、という恐怖を今、強く感じています。」これは杞憂ではない。ある生徒の次の作文を、ぼくは暗澹たる思いで読んだ。「つい最近、本屋で朝鮮人のことについて書いた本を見た。戦時中土方をやったり、炭鉱で働かされたりして、首切りとか、なぶり殺しとか、朝鮮人の死人の山などが写真に載っていた。それを見てすっきりした。今もこういうことをやってくれればいいと思う。これから朝高(朝鮮高校生)をいためるように、国土館のみなさん頑張ってください。」ぼくらの「平和と民主主義」はこのような偏見と差別を生み出す、脆弱にして欺瞞的なものであった……………」

教員になって約10年、30才台の前半ということではほぼ共通している私たちは田中さんが書いているような生徒の認識に(程度の差こそあれ)日々出会っていることでも共通している。教室の黒板や駅の案内板に「朝高生を殺せ」という落書を発見して慄然としたり、生徒たちの言葉のはしばしに朝高生に対する恐怖と侮蔑の感情がほとばしるのを聞いて

て立ちすくむ。私たちがその中で自己形成をとげてきた「民主教育」のあまりのさむざむしさに驚愕し＜朝鮮＞とのかかわりを自己に課す契機となったのはこのような生徒たちとの出会いである。自らの無力さに絶望を感じながらせかれるような気持で＜朝鮮＞を読みそのような生徒たちにぶちあたっていった。各校での試行錯誤が風の便りで伝えられていく中で、実践を交流し、共働を求めて課題を明確にする場として、このような会をつくることになった。ここまでくるのに少くとも5年間かかっている。

Ⅱ 日朝教育交流を軸に

この一年間の主な活動は次の通りである。

■研究会 ①'75年8月30日、「国際主義としての民族教育」（北高・津田）「日本人の朝鮮観」（北野高・中村）「朝鮮人を取りまく日本人生徒の朝鮮認識」（池商・鈴木）佐藤勝巳氏の助言をうけながら討論。17名参加 ②10月5日「朝鮮人にとって日本人とは何か」（RAIK・~~裴~~重度〔ペ・チュンド〕氏）。13名参加 ③'76年3月7日「日立就職差別裁判闘争からみえてきたもの」（民間連・山田貴夫氏）「日立判決を利用して在日朝鮮人生徒を就職させた事例について」（北高・安藤）。14名参加

■日朝教員交流会（東京朝高教員との交流）

①'76年2月20日「日本人生徒の朝鮮人認識の現実とその背景」日本人側10名 ②5月29日、「在日朝鮮人生徒の教育をいかにすすめていくか」（朝高・朴魯君〔パク・ロクン〕氏）日本人側16名

この間生徒たちも「日朝高校生交流会」を発足させ、2月21日（朝高）4月27日（北高）と二回の交流集会を行った。

■その他の活動

①労研・労働省糾弾闘争に有志参加。「在日朝鮮人の就職と進学を考える集い」（12・7、川崎）に出席。

②金元重君（「母国留学生スパイ事件」で検挙、大山高校出身）救済署名運動に協力。

Ⅲ 資本の側の朝鮮への侵略、外国人登録法改悪、申京煥氏強制送還のたくらみをはじめとする在日朝鮮人への同化と追放の攻撃の熾烈さを思う時、私たちの歩みのなんと悠長なことか。しかし、私たちにってはかけがえない一年であった。ささやかな経験の中からたしかめてきたこと、これからの課題などについて思いつくままに書きとめておきたい。

①＜朝鮮＞をみようとしないう意識

「語って何になる」という思いを秘めながら、自己の生育史と民間連の闘いの方向を語ってくれた~~裴~~さんの話は、淡々としたものではあったが、私たち、日本人の教師が、朝鮮人の生徒にとってどのような存在であるかを鮮明に照らし出すとともに、私たち日本人教師にとって何が課題であるかを改めて問いかけ、会の活動の方向に大きな示唆を与えるものとなった。いねむりをばかり責めて、早朝から新聞配達をして生活をささえているという現実をみようとしないう管理者としてのありようを私たちはどのようにのりこえようとするのか。「自分の家庭を訪れて、相談にのろう、いっしょに考えようという教師には一度でもあわなかった。教師にかかわりあったらロクなことになりはしないとしか考えることができなかった。そういう意味では不幸だった。」という彼のことは、今も多くの生徒たちのことばである。「名前は何？」「~~裴~~（はい）です」「名前は何？」「~~裴~~（はい）です」「ハイじゃないだろう、ノ」そうしたら隣の子が、「先生その子は~~裴~~（はい）君というんです」。小学校の彼にそのように接した一教師の姿は私たちと無縁だろうか。彼は、中学に入ってから姓を武本と改めた。わずらわしかったからだという。定時制高校の弁論大会、『一在日朝鮮人青年の生き方』というテーマで間接的に朝鮮人宣言をしようとした彼に、政治的なことにふれるな、差別に負けずにくじけないで生きてきたのだと浪花節的なお涙頂戴的な内容を押しつけた教師たち。「日本人と同じように扱う」という美名のもとに同化教育に加担する学校の構造は今日なお微動

だにしていな。生徒たちの間に在日朝鮮人を死においやる言動が横行し、その中で朝鮮人生徒、日朝混血生徒が自己を押し殺すように存在しているのに、私たちの周囲で＜朝鮮＞は依然としてタブーである。同化教育の尖兵であることに無自覚である。侵略の歴史やそれに連った自己の体験を「うしろめたさ」と感じてとじこめてしまう意識や超空想的なコスモポリタニズムが私たちをとらえているからであろう。

私たちは「教師として」「日本人として」二重の意味で彼らに「敵対している」という事実をくやしい現実として認めざるをえない。そのことをあいまいにしないで、二つながら克服していく道を自らに課していかなければと思う。

②生身の朝鮮人とのふれあいを

私たちが活動として力を入れてきたものに朝鮮人学校との交流がある。豊昭学園や帝京高校などのように学校ぐるみで東京朝鮮中高級学校（以下朝高）との交流をつづけてきたところもある。今年からそれは学校の枠をいくらかこえて「日朝高校生交流会」「日朝教員交流会」として発展してきている。「ちゃんと帰れるだろうか」という生徒たちをひきつれて、朝高を訪ねるという形で始った高校生の交流運動は今、彼らの自前の活動として定着しはじめたようにみえる。西田秀秋氏は「日本人、とりわけ庶民層では、＜在日朝鮮人＞をその生活に引き寄せて見るのではなく作られてきた意識のなかに、それを牢固として閉じこめて、裁判しようとする陰湿な意識構造がある」と指摘している（『問われているもの』明治図書）主生徒たち、殊に、私学や定時制、職業高校の生徒たちの意識構造も正にそのようなものとしてある。私たちが朝高生との交流に求めたものは、彼らに「在日朝鮮人が、人間として喜び、悲しみ、最も人間としての心情をさらけ出して、真正な姿でのたうっている。しかもその原因が我々の側、日本人の側に限ってある」（西田氏）ということを生身の朝鮮人とのふれあいの中で

つかまえてほしいというあたりであった。参加した生徒たちは朝高生の活発な自主活動や統一への意欲に圧倒され、自分たちの生き方を問いかえさざるをえないところに立たされる。そして、朝鮮人が朝鮮人として生きるとはあたりまえのことなんだ。日本人とはちがった文化をもった民族なのだ、ちがいを尊重しながらつきあっていくことが大切だということがわかった、という話をするようになる。「敵」のようにしか出会わなかった生徒たちが私生活の中でも友人として出会うということもいくらかおこっている。そういう雰囲気の中で在日朝鮮人生徒がわずかであれ、勇気づけられるということもある。これらはいずれも極めて大事なことだと思う。しかしこうしたことによってさえ、日本人生徒の朝鮮人に対する意識を変革することは途方もなく困難のように思える。交流は「優等生」の枠をなかなかとび出せない。多数の生徒たちの現実はいかならない。日本の学校から切りすてられた子どもたちと朝鮮人学校の教育からこぼれおちた生徒たちとの出会いが日々つくりあげている朝鮮像の方が遙に現実的な力をもっているのだ。朝鮮人学校を学校としてさえ認めようとしない日本の支配者や、それに無痛覚なばかりでなく多数の子どもたちを切りすてる役割を果している私たち日本人教師が第一に問われていることにまちがいはない。朝鮮人学校がこの日本に存在していること自体が奇蹟的なことなのだと思う。しかしこのような現実の中で、在日朝鮮人の民族教育事業のあり方が問われていることも紛れのない事実であろう。私たちの日朝教員交流運動は、日本人教師が朝鮮人学校の教育への理解を深めるという段階から、より深いところでの実践の交流と相互批判によって、日本の学校でも、朝鮮の学校でも、生徒たちの生活の現実に取りうる実践をつくりあげる段階へと発展させねばならないところにきている。

③日本人のまっとうな自立こそ

東京の場合、朝鮮人高校生の約3分の2が

日本の公私立学校に来ることを余儀なくされているという。もちろん都教委は一度たりとも実態調査を行っておらず正確なことはわかっていない。在日朝鮮人に対する同化強要の政策と南北分断の深化という状況が日本の学校に来る子どもをふやしている。そして1商高の例(一年生4人のうち進級できたのは1人。一人は中途退学、一人は進級できなかったため退学、一人は留年)が示すように、とにかく無事卒業させるということさえできていない。日本人教師に在日朝鮮人生徒の民族教育はできない。その通りだと思う。しかし朝鮮人学校へ行けといって解決できる条件はまったくといっていいほどない。「できない」という原理にひらきなおってられる状況ではない。私たちは当面次のようなことにとりこんでいきたい。

①入学確認とともに家庭訪問をし、親の話をきき本名を名のる問題、奨学金などについてじっくり相談する。

②朝鮮奨学会への理解を深め奨学金の申請をすすめる。就学を保障するとともに同胞との交流の手がかりをつかませるために。日本育英会、都育英会の奨学金についても制度改革闘争(兵庫解放研が中心になった)の趣旨を理解させながらすすめる。その他、在日朝鮮人の教育団体の同胞子弟に関する調査には必要な協力をする。

③クラスの中で本名をなおり、朝問研活動を保障できるよう体制をととのえる。U高の実践を共有し朝鮮人顧問(講師)を実現する。

④在日朝鮮人生徒の朝鮮人としての進路を保障するためK高、U高などの実践に学び教師集団の意思統一をすすめる。

これらの課題については、部分的にとりくみがはじまった程度であるが研究会を中心に実践の交流を深めていきたい。だが、そこで問われているのは、私たち自身の日本人としてのまっとうな自立である。「日本人自身のまっとうな自立の中でこそ在日朝鮮人は自由だ」(金時鐘氏)ということばの意味をかみしめて、すべての日本人教師・生徒に在日朝鮮人に対する正しい認識を培い排外的な民族

意識を克服していくための実践を深めていかなければならない。

①金芝河の「良心宣言」や民主救国宣言などについての学習を深め日朝関係の歴史と現実をしっかりとらえていく研究を深める。また金元重君(O高卒業生)をはじめとする母国留学生に対するスパイでっちあげ事件に対する救援運動に協力する。

②民族差別とたたかう連絡協議会、差別とたたかう文化会議などとの連帯行動を深め、私たちの課題を鮮明にさせていく。

③授業・HRなどを中心にして、すべての生徒に日本と朝鮮のかかわりを正しく教え、在日朝鮮人に対する正確な認識を培う実践を深め、日本人としての責務を明らかにしていく。

④日朝高校生交流運動を支持支援し大きな流れへと組織する。また朝鮮人学校教師との実践交流、相互批判をいっそう発展させる。

⑤朝鮮語の学習をすすめる、外国語としてすべての日本人生徒に保障していくための研究をすすめる。

⑥国土館民主化共闘会議などとの連帯を深め、朝鮮高校生への襲撃を許さないとりくみをはじめめる。

(池袋商業高校教諭)

●連絡先

鈴木(池袋商校)、石垣(豊昭学園)

申京煥氏裁判 (3)

在日韓国・朝鮮人の在留権獲得の闘い

有 吉 克 彦

(5) 今後のたたかいとその展望

申京煥氏の裁判は、本来なら“無用の裁判”と呼んでもおかしくはない。何故ならば、在日韓国・朝鮮人にとって、日本での生活と在留はきわめて自然な権利として保障されるべきものであり、いやすくも日本政府が申氏を追放するということはもってのほかである。しかし、くりかえすまでもないが、今日の日本社会ではそうしたきわめて自然な在留権が日本政府の恣意的扱いによって一方的に侵害され、追放政策が容易に行なわれている実情が存在しているのである。

申氏の裁判は、この追放処分がいかに不当なものであるかを追及し、同時に在日韓国・朝鮮人の権利としての在留権を獲得するというきわめて重要な課題をになっているといえる。そして今日、この課題を達成するためには裁判という実にめんどろな手続と多大な労力と時間の浪費を経なければならないほどに在日韓国・朝鮮人の『在留権』は形骸化されているともいえよう。

それでは、申氏の裁判に関して今後のたたかいについて考えてみよう。

在日韓国・朝鮮人を追放することの不当性を明らかにし、『在留権』を獲得することがこの裁判に問われている最大の問題であるとするならば、われわれはそのことを具体的に主張、展開しなければならないことは言うまでもない。ただ単に、観念の域において在日韓国・朝鮮人の在留権を主張し、追放が不当であるといくら叫んでも何んらの効果ももたらすものではない。なにゆえに不当であるの

か、どのような根拠に基づいて権利としての在留権が存在しているのかを歴史的、社会的かつ法的にそして具体的に立証しなければならないのである。このことを抜きにして、裁判に勝利することはきわめて困難であるといわねばならないであろう。十分なる説得力をもつことが要請されているのである。

つぎに、日本政府・入管当局が申京煥氏に対して下した追放処分の不当性についていくつかの基本的、原則的主張を明らかにし、今後における議論の素材を提起したい。ただ、ここにいる「不当性」とは政治的、道義的問題ではなく、とりわけ法的側面に限ってその主張および考え方である。

【A】在日韓国・朝鮮人 — 「法律126号」2条6項該当者には、出入国管理令の退去強制事由の適用は基本的に除外されるべきである。

(a) 在日韓国・朝鮮人は、戦前において旧日本帝国主義の36年間にわたる朝鮮植民支配によって強制連行ないしは渡航せざるを得ない状況でもって日本に渡米してきた歴史的事情を有し、また戦後においても帰国することが結果としてできなかった人々である。50数万人にのぼったこれらの人々の在留権＝法的地位を定めるのは当然にも日本政府の責任であった。しかしながら、日本政府は、きわめてあいまいのままに“処理”することによって、今日の在日韓国・朝鮮人の不安定な状況をつくりだし、日本政府の恣意的扱いをほしいままにしたのである。

(b)1952年4月28日、講和条約の発効に際し、日本政府は「法律126号」を制定し、その2条6項において、戦前から引続いて在留している、あるいは講和条約発効時までには生まれた人は「……出入国管理令第22条の2第1項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」と規定した。その場合、在日韓国・朝鮮人は、講和条約2条a項の解釈として日本国籍を離脱するものとした。つまり、在日韓国・朝鮮人はそれまで法的には有していた日本国籍をそう失し、外国人となったとされたのである。

(c)日本政府当局は、この「法律126号」制定時の国会審議においてつぎのような答弁を行なっている。すなわち「第24条〔退去強制事由〕の適用が、この人たちにあるかどうかというお尋ねでございますが、これは別に除外しておりませんから、法律的にはあるにはあるわけでありまして。しかしこれを延ばした特別の措置をここに講じておる趣旨を尊奉いたしまして発動しないということになるかと思ひます。」ときわめてあいまいな答弁となっている。その後の行政運用とその実績をみれば、この答弁がいかにかウソ、デタラメであったかは実に明々白々である。つまりこの国会答弁は、在日韓国・朝鮮人に対して出入国管理令を全面適用することに対する批判をうまくきり抜けるための方弁なのであった。

(d)出入国管理令を在日韓国・朝鮮人に全面適用することの正否の論議は以前からあった。まず、1947年5月2日、日本政府はGHQの覚書にもとづいて外国人登録令を公布し即日施行した。この外国人登録令は、戦後はいじめの出入国管理に関する法令であり、外国人の登録について規定しており、さらに強制退去に関する規定も含まれていた。在日韓国・朝鮮人は当時、法的には日本国籍を有し

ていたにもかかわらず、「……当分の間、これを外国人とみなす」とするいわゆる“みなし”規定でこの外国人登録令の適用が行なわれていた。もちろんこの外国人登録令における退去強制事由は、現行の出入国管理令にあるような15項目もの退去強制事由はなく、主に不法入国者、登録手続違反で禁固以上の刑をうけた者となっていた。

つぎに、現行出入国管理令が制定されたのは1951年の11月であるが、この出入国管理令の適用の範囲をめぐる、当時GHQと日本政府には相当な矛盾が存在していたようだ。『在日朝鮮人処遇の推移と現状』（森田芳夫著）によると、まずつぎのように記している。「出入国管理令は、はじめ26年8月28日の閣議決定をへて、10月1日から施行することになっていた」とし、結局当初の予定から1ヶ月遅れた11月1日から施行されることとなった。またおくれたその理由は、当初の原案にあった附則をめぐるGHQと日本政府との矛盾および解釈の違いから生じたものであった。すなわち、原案の附則において、在日韓国・朝鮮人を当分の間、外国人とみなすとし、外国人登録令と同じ“みなし”規定をつくっていた。この附則に対してGHQは「20年9月2日以前からの在留朝鮮人、台湾人を外国人とみなすことは不当」であるとして、日本政府に対して修正を指示した。その後、日本政府とGHQの折衝の結果、在日韓国・朝鮮人（台湾人も含む）は、同令の適用範囲から除外されることとなり、したがって、同年11月1日から翌年の講和条約発効時までには、同令によって国外退去をうけた在日韓国・朝鮮人はただの一人もいなかったことはもちろんのことである。

しかしながら、講和条約の発効によって、在日韓国・朝鮮人の法的地位は、日本政府当局の一方的解釈による行政措置（日本国籍離脱という）によって外国人となり、「法律126号」2条6項該当者として後における法的処遇が決められていくことになるのである。

(e)「法律126号」については、前にも述

べたが戦後に引きつづいて在留した韓国・朝鮮人の法的地位を決定した唯一の法律であった。この「法律126号」は、政府当局者が言うように、在留資格と在留期間のみを出入国管理令から適用を除外していると解するより、法律の性格としてその2条6項に規定している通り、「別に法律」ができるまでの間の特別法であり、あるいは、暫定立法であると解するのがきわめて相当であろう。それらについては、つぎに述べることにする。

(f) つぎに、出入国管理令と「法律126号」との関連について述べてみよう。

出入国管理令第1条には「この政令は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理について規定することを目的とする。」とその目的を明らかにしており、また同第3条においては「外国人は有効な旅券又は乗員手帳を所持しなければ本邦に入ってはならない。」と規定しているのである。この条項を在日韓国・朝鮮人に適用してみるとそこには明らかに矛盾した状況が生じる。すなわち、在日韓国・朝鮮人（法律126号該当者）には、第1条にいうような形でもって入国してきた者、あるいは、第3条にいう「有効な旅券」を所持している者はただの一人もいないはずであるからだ。つまり、出入国管理令は、戦前から在留する韓国・朝鮮人を対象にはしていず、一般外国人を対象にしてつくられていることが明らかにわかるのである。「法律126号」は、在日韓国・朝鮮人の歴史的、特殊的事情によって出入国管理令の適用から除外し、一般外国人と区別しているのである。

(g) 講和条約の発行に際しての在日韓国・朝鮮人の国籍に関する政府当局の行政措置は明らかに誤っている。この問題は、別途に詳しく述べるとして、今回はその糸口を例記しておくにとどめたい。

(i) 講和条約の調印に当事者国である朝鮮半島を代表する国が参加していない。

(ii) 講和条約には、国籍に関する明文規定が

一切ない。

(iii) 国際慣習法として確立しており、また世界人権宣言等にも明規されている国籍選択の自由が認められてなかった。

(iv) 政府当局の解釈にある“元国籍回復主義”は、国際法としても決して確立はされていず、また仮に元国籍主義が一般的に認められているとしても、韓国・朝鮮人の日本国籍の離脱という具体的措置においては明らかに誤りが存在している。

(v) 在日韓国・朝鮮人の日本国籍の離脱の継続は、日本国籍法にも違反しており、違法なものであると考えられる。

以上の諸点は、国籍問題に関する考察の糸口であり、もちろん十分なものではない。しかしながら、以上の諸点から何かが知れることは、在日韓国・朝鮮人の国籍に関する問題はまだまだ未解決問題であることだけは明らかであろう。

(h) 「法律126号」に関する解釈の原則的および基本的立場の一つの視点として、以上a～gの諸点を明らかにしてきた。もちろんこれがすべてではない。これからさらに深くつっこんだ議論と研究が必要であろう。ただこの稿において最も主張したいことは、「法律126号」の法的性格と在日韓国・朝鮮人の在留権の存在についてである。

今回は、「126号」問題にスペースがとられすぎた。その後における「日韓法的地位協定」、「合意議事録」あるいは出入国管理令の運用上の諸問題については、次回にまわすことをお許し願いたい。

(つづく)

(アジア人権センター事務局長)

● 論文紹介

経験と自己回復 (5)

鄭 大 均
(チョン テ ギョン)

Ⅳ 自己回復への歩み

はじめに

今回とりあげるKの事例は、民族的自己回復というアイデンティティのダイナミックな変化がいかなさされたかを提示するのではなく、Kにおいて自己回復の障害になるものが奈辺にあるのかを明らかにする。

Kの事例に明らかなように、在日朝鮮人青年が自己の朝鮮人としての遺産に自らを開きながら生き抜くためには、単に自己の朝鮮人としての遺産を否定的なものとは見なしてはいないという自己意識だけでは充分ではない。すなわち、民族的自己回復の作業は、日常的な同胞との相互性の過程で＜証明＞されない限りにおいて達成されないことを意味する。

私は、今日に生きる在日朝鮮人青年にとって最も本質的に必要とされていることが、貧困や無知からの解放にあるのではなく、より生の意味を問うこと、すなわち、本来あるべき自己の姿から遠ざけられてしまった現実の自己を再度本来の姿に回復させる作業にあると考える。そのことはすでに、図式的に述べておいたように（民闘連ニュース8号9号）民族差別状況によって培われた否定的な民族アイデンティティを回復する作業によって始められる。そしてこのアイデンティティの回復への希求という時代状況は、人間どうしの関係性が疎外されてしまう高度産業社会の全般的疎外状況とワンセットになってあらわれる。言いかえれば、在日朝鮮人青年にとって本質的に必要とされていることは、私達両親の世代にとって最も必要であった貧困や無知

からの解放のレベルを脱して、＜存在証明＞とか＜自己同一性＞の問題に深く関わるのである。

Kのケース：

1. Kの生活環境

Kの家族構成

（実父） 1952年死亡，朝鮮人一世

（継父） 1971年離婚，日本人

母 1928年生，飲食店経営，
朝鮮籍，二世

K 長女，1951年生，家事手
伝い，朝鮮籍

長男 1956年生，会社員，日本
籍

次男 1957年生，朝鮮学校生，
日本籍

次女 1959年生，朝鮮学校生，
日本籍

Kは在日朝鮮人の両親の間にS県で出生，実父はKが1才の時に死亡，母はやがて継父と再婚した。当時継父は飯場の頭として，母は飯炊きとして働いていた。Kの幼少女期，家族は主にS県内の飯場を転々とした。そのような事情もあってKは就学が1年遅れた。就学後最初の1年間は，叔母（母方）の家にあずけられ，そこから学校に通った。小学校2年になると，Kの家族は山陰の飯場に移動し，Kもそこに1年間住んだ。初めての雪国を体験した母は，寒さが厳しくなった頃，身体をそこね単身S県に帰ってしまった。Kは母に代って掃除・洗濯といった仕事をしなければならなかった。一年後，S県に戻って暫

くすると、Kは病気で4カ月程学校を休むことになった。(結局Kは2年進学が遅れている)

Kは朝鮮籍で、実父が死亡した後も継父の籍には入籍していない。三人の弟と妹は継父との間の子であり、日本籍である。しかし一番下の弟と妹は、母が継父と離婚した後、それぞれ高校・中学から朝鮮学校に転校し、以降母の姓であるLを用いている。Kに実父がいたということは家族の中で長い間隠されていた。

2. 少女期体験

父親似(実父)というKの容貌には、どことなく「バタ臭い」ところがあった。Kが4度目の学校であるS県内の小学校(5・6年時)に転校すると、減多に転校生という「よそ者」に接する機会のない学校では、生徒達から盛んに「アイノコ」とか「アメリカジーン」とからかわれるようになる。当時Kは級友より2つ年長で、親しい友人は殆んどいなかった。

3. 自己発見

Kは就学時、継父の姓であるAを用いて学校に通った。しかし母方の親戚との比較的頻繁な交際を通して、Kという本名にも気づいていく。ある時母に、何故自分にはKという姓があるのかとたずねると、母は「朝鮮人の女にはKという姓がつくのだ」というような曖昧な返事をし、Kもそれに何となく肯いた。さらに親戚付き合いの中で、特に独身であった叔母は頻繁にKの家に出入りし、熱心に総連の事業のこと等々を話した。母は朝鮮料理もよく作った。こうしてKはおぼろげながら自分が朝鮮人であることに気づいていく。しかし、Kの継父は日本人であり、母も二世で自らの素姓を日本人社会の中であからさまにできなかったため、一家全体は日本人として通用し、K自身も「チョーセンジーン」とからかわれたことはなかった。そのことのゆえにKは、自己と朝鮮との関わりに無関心でいられた。

Kが朝鮮人であることに関心を抱き始めたのは、高校在学中学園デモが計画された時、母から「お前は朝鮮人だから、つかまったら大変だよ」と言われた言葉を契機にしている。そして又、Kが活動していた「社研」で時折朝鮮問題が語られるようになっていた。Kは卒直に、「自分は何でみんなと一緒に活動できないのか」という疑問をもち始め、朝鮮関係の本を読み始める。『在日朝鮮青年の証言』(三省堂新書)は当時読んだ本の一冊であった。その他、当時問題になっていた、劉彩品や山村政明の事件にも少なからぬ関心を示し、平連の集合にも参加してみた。こうして、Kは在日朝鮮人の置かれた社会的地位といったことに、幾ばくかの認識をもち始めていく。

Kが実父の存在を知らされたのは丁度その頃であった。実父が朝鮮人であることを知らされた時、Kは「とても安心した」という。現在Kは、実父を「アボジ」と呼び、継父を「オヤジ」と呼んでいる。

4. 家庭内の人間関係

継父は大酒飲で、酔った勢いに母と喧嘩を始めることがよくあった。継父とKの関係は好ましいものではなかった。Kによれば、継父は子供達の中でもKには冷たく、Kの行動にことごとく干渉した。例えば、食事時のKのハシのあげおろしが気に入らないといって怒鳴ったりした。そんな時、母はいつでもKをかばい、それがまた夫婦喧嘩の種になっていくこともあった。Kは終始、継父に反発し「おやじを手こずらせる」ようになった。

継父、母、弟妹との生活の中で最大のできごとは両親の離婚であった。(Kが20才の時)両親の離婚は家庭内にいくつかの変化をもたらした。母は水商売を始め、夜更けて帰宅するようになったり、時折「深酒」をし、生活が乱れていた。「長い間の生活の苦労を酒で紛しているみたいだった」という。一番下の弟と妹は、叔母の勧めで日本学校から朝鮮学校に転校した。Kは高校を三年の時中退し総連系銀行で働き始めた。「働き手がいなくなったので、家を経済的に助けなければ

ばならなかった。高校を卒業してもしなくても、叔母のコネでC銀行に勤めることは決っていたし、卒業資格が朝鮮人に意味がないことも知っていた」つまらない学校をやめるのに未練はなかった。反対する者もいなかった。

母は現在でも思い出したように、小学校2年のKを冬の山陰に残し苦勞させたことに触れることがある。母が比較的平穏に育ってきた一番下の妹を叱る時、「お前の姉さんは苦勞をしてきたのに、お前は全く………」といった叱り方をする。弟妹達はテレビで内職に励むシーンなどがあると、「姉ちゃんもこんなことをやってきたんだなあ」と言い出す。Kは家族の者が自分に負い目を感じているという。だから「好き勝手なことをさせてくれる」しかし、「苦勞をかけた」と言われることは、Kにとって苦痛でもある。

現在、Kと母が経営する小さな飲屋は母子2人のかわい店ゆえ、チンピラに脅迫されたりしながらも、客入りは順調である。当初酔った客を相手にする仕事はKに辛かった。こういう世界を一日も早く脱け出したいと常日頃願っていたし、何度かそれを実行しかけたこともあった。婚期を迎えているKにとって結婚はそれを達成する方法の一つだった。しかし、現在のところ、Kには結婚の意志がないし、母を見捨てられないとも感じる。

現在、Kと家族の関係は比較的円滑にみえる。時折、一緒に戸外に食事に連れ立ったり高校3年になった下の弟は卒業後の進路のことでKに相談をもちかけ、Kも真剣に応えようとする。兄弟仲は良い。さらに飲屋を母と始めるようになって、母が客と交す会話の中に母を再評価する発見もあった。

5. 在日朝鮮人との関係

1) C銀行時代

Kにとって、初めての本格的な朝鮮人との触合いは、C銀行の預金係として働いた3年間(20~23才)に始まる。総連の活動家であり、Kの面倒をよくみた叔母が、C銀行を紹介し、「とにかくいろいろ勉強しなさいと励ましてくれた。Kは当時の心境を次のよ

うに語る。「朝鮮人の中に入っていけることが何より嬉しかったし、革命の闘士になれるというような夢さえあった。」

しかしKにとって、C銀行勤務の3年間は常に異和感を伴うものであった。それは、Kが日本学校の出身で総連の実情を知らなかったことによるものであったかも知れない。革命闘士たらんとしていたKは、期待を裏切られた。金日成の「革命綱領」には最後迄馴染めなかったし、行員の日常生活は“学習”の教えに矛盾しているように見えた。「行員が日常、政治問題を議論することは殆んどなかったし、政治問題を話題にすると避けた。」さらに「彼らはその矛盾を自覚しているようには見えなかった。」

Kは職場で3人の預金係の女性D、E、Gとは接する機会も多く、Gとは親密になった。三人のうち、Dは母子家庭に育ち、小学校を日本学校、中・高校は朝鮮学校を卒業し、兄妹がC銀行に勤務しているこの世界のエリートであった。しかし、Kの目には、Dの日常生活は様々な矛盾として映じた。「朝高卒でありながら、銀行の外に出ると、クリーニング屋、丸井のクレジットカード、カメラ屋の会員証に通称名を使っていた」(註、クレジットカード販売規定には国籍条項あり)。EもDに共通しているところが多かった。Eの父は総連組織に勤務し、Eは朝鮮学校出身である。しかし彼女の関心事は漫画や芸能界のゴシップであり、やはり銀行を出ると通称名を用いていた。D・E共通して「ものの考え方は総連を基準にした観点を一歩も出ることがなかった。」

Kが親しくなったのはG(日朝混血、日本国籍)であった。「Gは政治意識が高く、総連の体質に批判的で、殆んど唯一朝鮮人を基準にしてもものを考えることができる人だった」

「D・Eに比べると多読家で、心理学とかマルクスの資本論なども読んでいた」Gは中学生になると、精神異常の父と日本人の母のもとから、県内の父方の親戚宅(朝鮮人、総連系)に預けられ、その家の7人の子供の面倒をみながら、朝鮮学校に通い高校を卒業した。

KはGと非常に親しくなり、様々なことを話し合った。大体はKより1才年長のGが教える立場にあった。日立製作所に対する民族差別裁判のことや、在日朝鮮人関係の新しい雑誌や図書に触ることができたのも、Gを通してであった。

2) その後の在日朝鮮人との出会い

Kのこれまでの在日朝鮮人との出会いは、総連系人士が主であった。それは親戚付き合いを通して継続してきた。現在でも総連が主催する集会には時折出席している。積極的期待や信念とともに参加しているというよりは、習慣として出席しているように見える。しかし、Kは一方で自らコミットしうる同胞の集まりの場を求めている。C銀行退職後、在日朝鮮人の「広場」を形成しようとしていた雑誌『まだん』を知ったKは、事務所に出入りし、様々な青年との出会いを経験する。いずれも、K同様、既成の組織にコミットし得ず孤立したまま在日朝鮮人としてのアイデンティティを模索している青年達であった。しかし『まだん』は相互性を築く機会にはなりえなかった。Kの出会った青年達の多数は、彼ら自身、アイデンティティの混乱の渦中にいる青年達であった。

Kは、最近次のように話っている。「朝鮮人として生きたいとは思いますが、それがどういう生き方であるのか分らない。考えがまとまる迄、そっとして欲しい」

6. 日本人との関係

Kの在日朝鮮人との交際が、幾分か自己アイデンティティへの意識化を迫られるのに比較すると、日本人との交際は、総体的に安易でありうる。Kは日本人の友人が少なくない。Kの住むT市には高校時代からの友人がいるし、4年程前から通っているジャズ喫茶やK自身の店、その他の処で多くの日本人に出会っている。

Kが最も親しい友人達の一群は、ジャズ、焼物、スポーツ等に熱つばい関心を抱き、お人好しで地味な青年達である。Kは彼らに素性を隠さない。時には、朝鮮問題を自ら語っ

たり、朝鮮関係の本を読むことを勧めたりもする。そうすると「心優しい」友人達は、Kの勧めどおり朝鮮関係の本を読み、感想を述べたりする。Kは日本人の中にいる時、朝鮮人でありうる。そして彼らといるときのKは自由奔放で融通がある。

Kには近寄ってくる多くの日本人男性がいる。その中にはKに結婚を申し込む者もいる。Kは日本人から結婚を申し込まれる度に、「私は朝鮮人ですと、開き直ることにしている」という。すると相手は決ったように「そんなこと気にしてないよ」と答える。Kはその言葉を待ち受けていたかのように、「あなたには朝鮮人の気持が何も分っていない」と反発し、相互に感情的な軋轢を生じさせる。

7. Kの対人関係における問題

Kは例えば、気の合う日本人の友人と交際しているような時、一見「自由奔放」で解放された女性に見える。しかしそれは、他者との距離がある限られたレベルに至る迄のことでそのレベルを相手が越えようとするときKは<不安>になり、自らもそのレベルを越えまいとする。Kは次のように語っている。「相手(特に男性)と新しくなると“のみこまれてしまう”ように感じ、いくらかの絆は保ちたいが、相手との距離を保つのにどうしたらいいのかわらなくなってしまう。」Kが醒めた自分と呼ぶものは、このような時の意識状況を意味しているのだろう。それは多くの場合、結果的に、相手をも自分をも傷つけてしまう。ズルズル関係が進展した時、それ迄「融通性」のあったKは相手を傷つけてしまったことを悩むようになる。

8. いくつかの問題点

高校2年生の時、始めて朝鮮人である実父の存在を知らされたKは、通常在日朝鮮人2・3世が経験するように、否定的アイデンティティを形成するのではなく、逆にKをして「とても安心した」と言わしめるようなものだった。このことはKが日本人継父のもとに育てられ、転々と生活地を変えたことによっ

て、周囲の日本人に素姓を知られなかったこと、即ち、在日朝鮮人として意識化された形で被差別体験がなかったということと、他方で、特に総連の活動家である叔母との接触を通して、朝鮮人の自信に満ちた姿勢が終始示されてきたことによるものであった。だからKは＜自己発見＞の後、何処に出掛けても自然に「Kです」と本名で名乗ることができたのである。

Kが、自己の朝鮮人としての遺産に自らを開いているということは一定限事実である。しかし次のような事実はKの民族的アイデンティティの混乱を物語る。Kは「アイノコ」とからかわれていた頃、自分の容貌を嫌悪するようになり、やがて周囲から絶え間なく、「美人だなあ」と囁やかれるようになると、美貌を常に意識するようになった。結果的にKは自意識過剰になり、アイデンティティの問題としては、民族的アイデンティティと容貌アイデンティティとの間に、葛藤や矛盾を生じさせ、それは自己アイデンティティの混乱に至らしめるものであった。Kは次のように語る。「いくら朝鮮人になろうとしても、周囲はそう見てくれないのね……総連の集会に参加しても、私を知らない人は、私の顔を見て、日本語で話しかけてくるでしょう。チョゴリを着ていくとやっとクゴで話しかけてくれる。……私が駄目になったのは、自分がきれいだということを鼻にかけたためだと思う。」

ある日、写真アルバムを見せてくれたKは二枚のお気に入りの写真について、印象深い言葉を語ってくれた。

一枚の写真はKが「朝鮮人らしくうつっているでしょう」と語るように、不思議な程にKの頬骨が突き出ていて「朝鮮人的」風情を感じさせた。もう一枚の写真は、Kが一心不乱にろくろを回して壺の成形をしている情景で、白い衣装を身につけ、真剣なまなざしで仕事を続けるKと、その背後にある茶褐色の板壁が見事な調和と緊張をかもし出しているものだった。「真剣に仕事をしている人間の姿っていうのは美しいものね」とKは語っていた。

私達は、Kが選んだ2枚の写真と彼女の言葉（ファンタジー）から次のようなKの民族的アイデンティティに関わる自己回復の力を読みとることができる。すなわち、前者の言葉は、Kの民族的アイデンティティ受容におけるアンバランスを物語るものであるが、K自身は、疑似自己アイデンティティを、ではなく朝鮮人としてのアイデンティティを求めているということ。そして後者の言葉は、Kの現実の生活環境におけるコミットメントの欠如を物語りながら、Kはコミットメントを希求しているという事実である。

1975年秋
(つづく)

差別について

小学6年 男子(兵庫県尼崎市)

ぼくは、あまり差別というほど差別をやられたことがないからあまりわかりません。

差別というものは、ばかばかしいと思う。

同じ人間なのに差別をする。

差別ということばは、だれがつくったのかな？ 差別ということばがなかったら差別がないだろう。

ぼくは、差別をやられたことはないが、聞いたり、見たことがある。

たとえば朝鮮語などをしゃべっていたら、いやな目つきで見るとか、野球で手をあげてバックなどすると、これを朝鮮バックという。この朝鮮バックとは、へたくそを意味することです。

それから、だれかに悪いことをすると、「あの子朝鮮人や」とかいふ。

なんでも、悪いことや、いやなことは、朝鮮人や韓国人の、せいにする。

ぼくは、差別なんかには負けないで立派な韓国人であることを、誇りをもって、立派な大人になろうと思う。

ミニ情報

■行政差別撤廃闘争

〔静岡市〕

静岡韓国人福祉増進連絡協議会（静岡韓福連）の公営住宅入居差別撤廃などの要求に対し、①就学児童に対する「誓約書」は廃止した②公営住宅の入居資格は7月の空家募集から国籍条項は撤廃する③児童手当に関しては検討すると返答した。

〔桑名市〕

民団三重県本部は市に対し、市営住宅の入居権、児童手当の支給、各種年金の適用を求める要望書を提出した。

〔横須賀市〕

在日大韓基督教横須賀伝道所の朴米雄講師らの質問書に対する回答を行い、①公営住宅の入居権は認める②児童手当は財政的に苦しい③市職員の採用は人事院事務総長の見解に従う旨回答した。

〔千葉県〕

民団千葉県本部は県に対し、公営住宅入居権、児童手当、国民金融公庫の適用など各社会福祉制度を日本人と同等に適用するよう要望書を提出した。

■厚生省で児童手当の再検討

厚生省は「児童手当の今後のあり方」を問う国民意識調査を9月に実施する。

これは、「児童手当の巨額の財源を他の福祉政策に振り向けた方が有効」「第三子支給は人口増政策につながる」「5千円では子供は養えない」という議論が自民党内で出てきたため。

質問項目は「制度廃止」から「支給対象を第二子からに拡大すべきか」など全般にわたって今後のあり方を問うことになっているが

児童手当は、現在各地で行なわれている行政差別撤廃闘争の中心項目に入っているだけに注目される。

■神奈川高教組教研に

民族差別の分科会が置かれる

神高校に属する伝習館支援神奈川「100人委員会」のメンバーは、前年度「川崎支部教研」でその一端があきらかにされた在日朝鮮人子弟の就職差別の実態に触れて、その重要性と、そのような状況に対して手つかずにしてきたことへの自己批判をこめ、その第1弾として教研への取り組みを開始した。その結果、神高教本部教研の分科会に「民族差別と人権」が設置されることになった。

■損保二社が民族差別

日動火災海上と興亜火災の損保二社が、いったん契約を取り交わしておきながら、在日韓国人であるという理由で、一方的に契約を破棄するという事件があった。

被害にあったのは大阪市西成区に住む尹鐘秀（ユン・ジョンス）さん。尹さんは、それまで加入していた富士火災海上との契約更新がスムーズにいかないため、日動火災海上に平沼という通名で契約した。ところが、理由も聞かされず急に契約を撤回されたため、抗議したところ、「おまえら何をがたがた言うか。あかん言うたらあかんのや。チョーセン人はダメだと会社の規則で決まっている。帰れ」という暴言を浴びせられた。

尹さんは、やむなく興亜火災と契約したがここでもいったん正式に契約を取り交わしておきながら「韓国人はダメだ。日本の法律にも会社の規約にも明記されている。通名を使ったあなたが悪い。」と言われ、一方的に契約を撤回された。

このため、尹さんは在日外国人人権センター（事務局KCC内）に訴え、尹さんと人権センターと会社側と問題解決のため話し合いが行なわれている。

現在、両社は尹さんに再び契約をしてもいいと言っているが、民族差別をしたという事

をなんら反省していない。また、損保会社の監督官庁である大蔵省財務局も監督不行き届は認めているが、当該会社に対する処分を含む善後策を考えていないばかりか、尹さんとの話し合いも拒否している。

■ブック・ローンが民族差別

百科事典や各種図書の割賦販売をしているブック・ローンが韓国人には割賦販売を拒否するという事件が起った。

これは、同社京都支社の販売員が金信男（キム・シンナム）氏宅を訪問、幼児用絵本セットの割賦販売を契約（金さんは本名で契約した）したが、後になって韓国人とは割賦契約はできないと言ってきたもの。

金さんの抗議に対し、ブック・ローンはこの程“詫び状”を提出し、一応の決着はついた。

■民族蔑視の語句使用——「そごう」百貨店

百貨店「そごう」大阪店で「第一回有田焼名窯展」が開催されていたが、有田焼を解説するパネルの中に、豊臣秀吉の“朝鮮遠征”“鮮人陶工”といった朝鮮民族を蔑視した差別用語がところどころにわたって記述されていた。

このことに対し、宋斗会氏や民団大阪府本部が抗議したところ、「そごう」側は謝罪の意をこめた念書を提出し、一応の決着をみた。

このような民族蔑視の語句使用問題は、週刊朝日やサンデー毎日も起しており、問題の根深さを示している。

■宋斗会氏“朝鮮征伐”裁判で上告を断念

“朝鮮征伐”という語句の使用は民族への名誉毀損であるとして、サンデー毎日を訴え

ていた宋斗会氏に対し、4月20日大阪高裁は、控訴棄却の判決を下した。宋斗会氏は最高裁への上告は断念した。

同様な問題で週刊朝日に対しても宋斗会氏は抗議を続けていたが、近い号で“「朝鮮征伐」を征伐する”という見出しで2頁ほどの記事が掲載されることになった。

また、「朝鮮征伐」という語句に関するこれまでの抗議文や回答文等がまとめられた資料集が、「宋氏を囲む会」編で発行される。

■樺太抑留韓国人帰還問題

世界キリスト教会協議会（WCC）は6月2日、バンクーバーで開かれていた国連人間居住会議のハビタット広場で集会を開き、

「日本政府は、戦時中日本が樺太に強制移住させていまなお帰国できない韓国人を、日本政府の責任でもって帰還させよ」との決議を行い、同会議の日本代表団を通して日本政府に申し入れをした。

WCCの集会には、在日大韓基督教会の李仁夏牧師、大韓YMCA連盟の姜汝奎総務がこの問題を提起し、「樺太抑留韓国人帰還請求裁判実行委員会」の西沢事務局員がアピールしてこの決議にこぎつけたもの。

同実行委員会では、この決議を足がかりにさらに日本政府の戦争責任を追求していこうとしている。

■東京中央YMCAで国際理解講座

東京中央YMCA主催の第2回国際理解講座が、来る7月15日同YMCAにおいて開かれる。講師は田中宏愛知県立大学助教授で「アジアと日本——国際交流の原点」というテーマで行われる。（会費300円）

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・ 全国版一在日韓国人の闘争一児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動の記録
- ・ 就職差別問題資料一糾弾!!労働省・労務行政研究所 № 6 200円
- ・ ④資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 № 7 200円
- ・ THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 300円
- ・ HOW LONG, O LORD, HOW LONG (樺太抑留韓国人問題) 600円
- ・ 民間連ニュース 1号～11号(民間連刊) 400円
- 各150円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・ 原告(朴鐘碩)および被告(株式会社日立製作所)の主張
- ・ 証言集1 佐藤勝巳 朴君を囲む会刊(資料集№1) 300円
- ・ 証言集3 梶村秀樹 " (" №3) 200円
- ・ 証言集4 李 殷 直 " (" №4) 150円
- ・ 朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " (" №5) 150円
- ・ 日立就職差別裁判・判決全文 " 400円
- 100円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 の 発 行 資 料

- ・ 「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- ・ (コゲ)第1集～第3集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・ 燈台 第29号・第30号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・ 地域運動の手引き " " 500円
- ・ 日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・ 韓国通信 合併1～7号 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- ・ DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR OEMOCBACY IN KOREA 2,000円
- ・ 韓国民主化闘争資料集 1973-1976 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1,600円
- ・ 緊迫した韓国キリスト者の叫び 日本カトリック正義と平和協議会刊 200円
- ・ 3・1祈禱会事件により立件された司祭のためのミサ " 200円
- ・ アジアの人権 1号～3号 アジア人権センター刊 各400円
- ・ ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- ・ 在日朝鮮人渡航史 300円
- ・ 申京煥君の強制送還を許すな、 №1 申君を支える会刊 300円
- ・ " " №2 " 200円
- ・ 自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№3 " 150円
- ・ 申京煥君裁判資料 " 400円
- ・ 申京煥君を支える会全国ニュース 1～3号 " 各100円
- ・ 入管と緑を切りたい、 金鐘申さんの裁判をすすめる会刊 200円
- ・ 民族運動としての地域活動をめざして 川崎在日同胞の人権を守る会刊 200円
- ・ きつつきの群れ — 京都韓国学園建設問題に関する資料集 — 500円
- 京都在日外国人の民族教育を守る会刊

・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・行政差別撤廃運動——尼崎市闘争記録集——	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・日本における朝鮮少数民族	エドワード・W・ワグナー著 湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集	"	3,200円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	"	2,200円
・朝鮮解放運動史(1919年~1953年)	"	2,600円
・国籍と人権	崔昌華著 酒井書店	2,500円
・在日朝鮮人の諸問題	佐藤勝巳著 同成社	1,500円
・在日朝鮮人——その差別と処遇の実態——	佐藤勝巳著 "	2,300円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会

・民族学級をいかに進めようとしているか	資料集 №1	
・在日朝鮮人教育の原点を探る	" №2	
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか	" №3	
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもたちが学ぶことになったのか		
——民族学校閉鎖と再建への動きの歴史——	" №4	300円
・なぜ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか	" №5	300円
・今日の朝鮮民族差別——深江小学校吉田校長の差別思想を斬る——	" №6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺	" №7	400円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	" №8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 ——「韓さん一家」の問題を考えるにあたって——		
	資料集 №9	200円
・矢田チヨソン友の会“強制連行”の地へゆく	" №10	300円

編集後記

●「日立闘争」のスライドのシナリオに、「差別が語られれば語られるほど、差別が問題となった。」という言葉があるが、まさに現在の編集者が直面している心境である。さまざまな民族差別のニュースに接しながらも、差別現象のなかに秘むさらなる差別性に気がつかず、他人に指適されて気がつくことが再々である。はずかしい限りである。われわれは、もっともっと差別に対する鋭い感覚をとぎすまさなければならない。日本社会のなかで生活するわれわれにとって、日本社会との力関係は圧倒的に負けている。あたりまえの状況ではあるが、この圧倒的力に負けなためには、肩を張り、背をのばし、それこそシッチャカメッチャカに自分を主張しなければ、とどまることな／＼流されてしまう。同化の波にさらわれぬよう、己の存在と確認を常に問いつけて行かなくてはならない。同胞の結束、仲間づくりが必要とされるゆえんである。8月の民闘連の交流集会を通し、また運動を通してそれ等をなんとか保障できる場を確立したいものである。

(B・J)

発行日 1976年6月15日

№12号

頒価 150円

発行人 李 仁 夏

発行所 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL 03-203-7575

民間連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268